

川崎市告示第532号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体として認可しましたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 9 月 2 5 日

川崎市長 福田 紀彦

1 名称

南幸町三丁目東町内会

2 規約に定める目的

この会は、会員相互の親睦と福祉の向上を図り、他町内会との連携を通じて、官公庁、公共団体と協力し、明るい住みよい街づくりを目的とする。

3 区域

川崎市幸区南幸町 3 丁目の一部

4 主たる事務所の所在地

川崎市幸区南幸町 3 丁目 4 6 番地

5 代表者の氏名及び住所

栗山 克之

川崎市幸区南幸町 3 丁目 7 4 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に解散の事由を定めたときはその理由

なし

9 認可年月日

令和 8 年 9 月 1 8 日